

(1) 豊橋市

○ **実施期間**

2022年10月1日から2025年3月31日まで

○ **人口及び学校数** (2022年4月1日時点)

人 口	370,829人	うち 18 歳未満	58,673人
-----	----------	-----------	---------

	小学校	中学校	高等学校	大学キャンパス
市 立	52校	22校	1校	0か所
国・県立	0校	0校	7校	1か所
私 立	0校	1校	3校	2か所
計	52校	23校	11校	3か所

○ **担当部署 (主な所管)**

こども未来部 こども若者総合相談支援センター「ココエール」

- ・ こども家庭センター (児童福祉機能)
- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関
- ・ 子ども・若者総合相談センター機能
- ・ 子ども・若者支援地域協議会事務局 など



豊橋市マスコット「トヨッキー」
©豊橋市トヨッキー

○ **担当部署の実施体制** (2024年4月1日時点)

職名	区分	職種・資格	担当業務
主査	正規	事務職	庶務、政策、企画、 ヤングケアラー支援
主事	正規	事務職	庶務、政策、企画、 ヤングケアラー支援
ヤングケアラー支援 コーディネーター	会計年度任用職員	社会福祉士	ヤングケアラー支援
巡回相談員	会計年度任用職員	元教員	ヤングケアラー支援

- **多機関連携体制**（個人情報取り扱い：付録 p101）
 - ・ **重層的支援体制整備事業**（社会福祉法 第 106 条の 4）の「豊橋市包括的支援体制推進会議」を活用しました。市民生活に密接した市役所の関係各課と地域福祉の第一線を担う社会福祉協議会や地域包括支援センターで構成されており、介護保険サービスや障害福祉サービスといったヤングケアラーが狭間に陥りやすい分野を包括的にカバーすることが可能です。
 - ・ こども家庭センターにおいて、児童虐待が疑われる場合や家族機能の低下により継続的な支援が必要な場合には、**要保護児童対策地域協議会**（児童福祉法第 25 条の 2）の「調整会議（実務者会議）」を活用し、リスクアセスメントを行いながら、ヤングケアラーとしての側面に対する情報共有や協議を行いました。
 - ・ **子ども・若者支援地域協議会**（子ども・若者育成支援推進法第 19 条の第 1 項）の「実務者会議及び個別ケース検討会議」については、構成機関に民間の支援機関も多く含まれており、特にヤングケアラーが中学校を卒業して義務教育を外れた後や、高校・大学卒業後の自立に向けて考えたときに、切れ目なく支援や情報提供ができる会議体として活用しました。

【ココエールを中心とする支援体制ネットワーク】



○ ヤングケアラー支援状況

市町村モデル事業の実施期間中に、豊橋市ココエールに情報提供があったヤングケアラーの人数と、その支援状況をまとめています。

- ・ ヤングケアラー以外の主訴（虐待など）を中心に対応している場合は、人数に含まれません。
- ・ 状況の変化により、主たる支援機関が変更していく場合などもあり、あくまで参考数です。

（概況） ※年齢層は、把握時点の年齢です。また、把握経路は、担当部署への最初の連絡者です。

		人数（人）			
		2022	2023	2024	計
期間内のヤングケアラー把握数		42	23	12	77
年齢層	小学生	15	7	6	28
	中学生	13	9	3	25
	高校生	14	6	3	23
	その他	0	1	0	1
把握経路	本人からの相談	0	0	2	2
	家族からの相談で把握	0	0	0	0
	周囲の支援者からの相談で把握	42	23	10	75

（把握経路：周囲の支援者の内訳）

分野（場所）等	人数（人）
学校・保育（学校、保育所等）	57
高齢者福祉（高齢福祉事業所、地域包括支援センター等）	1
障害福祉（障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等）	0
生活保護、生活困窮（福祉事務所、生活困窮者自立支援機関等）	5
医療（病院、診療所等）	2
地域（一般住民、民生・児童委員の訪問、子ども食堂等）	2
就労（勤務先等）	0
その他（保健師の訪問、適応指導教室、他市町村からの移管等）	8

（ヤングケアラーかどうかの判断方法）

- ・ ヤングケアラーの状態が疑われる情報を把握した場合には、その状況に気づいた関係者より、ヤングケアラーに気づききっかけとなった出来事を詳細に聞き取りました。
- ・ 聞き取った情報は、児童相談システムに入力し、毎週火曜日に行われる所内会議において、児童虐待等の重大な権利侵害がないかを確認し、ヤングケアラーかどうかを判断しました。
- ・ ヤングケアラーと判断したアセスメントの状況については、児童相談システムに、アセスメント項目（付録 p98）を入力し、記録として保管しました。

（ケース会議の開催）

家族状況や生活環境に変化が生じた場合及び変化が生じる可能性がある場合に、複数の関係部署・機関による支援方針等の検討のため、ケース会議を開催しています。（期間中の開催回数：6回）

ケース会議の枠組みは、重層的支援体制整備事業の支援会議（社会福祉法第106条の6）を活用して、社会福祉協議会の福祉相談サポートセンターが主催したものと、地域ケア会議（介護保険法第115条の48）を活用して、地域包括支援センターが主催したものがありません。

（主たる支援機関）

どの機関が主に支援を担っているのか、機関別のケース対応件数の内訳は以下のとおりです。

		人数（人）
期間内のヤングケアラー把握数【再掲】		77
主たる支援機関の内訳	こども若者総合相談支援センター	10
	小学校	23
	中学校	21
	高等学校	22
	転出（未決定のまま終結）	1

（主たる支援機関の決定方法）

「こころのケア負担の軽減」と「実際に担うケア負担の軽減」の必要性により、主たる支援機関を決定しました。

「こころのケア負担の軽減」を主に行う場合	ヤングケアラーに身近な支援者がその役割を担い、こども若者総合相談支援センターは、支援者の支援を行いました。
「実際に担うケア負担の軽減」が必要な場合	こども若者総合相談支援センターが主となって、本人面接を行い、本人の意向を確認した上で、家族面接や家庭支援を行いながら、家庭のバランスが崩れないように配慮した家庭介入を行いました。

1つの機関のみでヤングケアラーを抱えることのないよう、身近な支援者が主たる支援機関となる場合には、こども若者総合相談支援センターが、支援者と情報共有を行い、助言や情報提供等の支援者の支援を行いました。

(継続支援の内容)

「こころのケア負担の軽減」

- ・ 小中高校に定期的に電話もしくは訪問し、ヤングケアラーの児童生徒の状況を確認しました。状況の確認を行う中で、ヤングケアラーに直接関わる教員の困り感に対して、1人で抱え込まない様に助言しました。
- ・ ヤングケアラー本人と定期的に面談し、何気ない雑談の中で、愚痴や悩みを聞くとともに、興味を引きだす話題や、将来について考えるきっかけづくりなど、前向きな気持ちになれる様に寄り添いました。

「実際に担うケア負担軽減」

- ・ 利用できるフォーマル・インフォーマルな社会資源がないかを模索し、必要に応じて家庭訪問や同行を行いながら、地域の社会資源につなぎました。
- ・ 同行支援として、ヤングケアラーがケアする家族の通院に同行したり、ヤングケアラーの買い物に同行するなど、ヤングケアラーのケア負担を軽減させるとともに家族との信頼関係づくりを行いました。
- ・ ヤングケアラー専用の家事支援を民間の家事代行業者に委託し、ヤングケアラーが担う家事等の一部を行うことで、ケア負担の軽減を図りました（p27）。家事支援を行うことで、ヤングケアラーが家事等に割いていた時間を自分の時間として使えるようになり精神的な余裕を持つことができるようになりました。
- ・ 直接的にケア負担の軽減を図る訪問支援や同行支援、家事支援は、その負担を軽減するだけでなく、ヤングケアラーの生活習慣や衛生環境の改善により、前向きな気持ちの変化や人間関係の改善につながりました。
- ・ ヤングケアラーの居場所支援「みんなの居場所みいーば」（p22）を月2回開催し、おやつを食べながら自由な時間を過ごすなど、ヤングケアラーが家庭や学校以外の場所で、ほっとひと息つける時間を提供しました。
- ・ 年3回（夏休み期間・冬休み期間・春休み期間）、希望する家庭に弁当を配布し、経済的負担及び食事作りの時間的・精神的負担の軽減を図りました。（支援対象児童等見守り強化事業を活用）
- ・ 包括的支援体制推進会議にて、支援状況を共有し、構成機関からの助言や利用できるサービス等の情報提供を求めました。

（支援終了の理由：主なもの）

- ・ 家族の状況が改善
（例）精神疾患を持つ母の見守りと家事を担い、学校にもあまり通えていなかったヤングケアラーが、母方祖母と同居することで家事負担が軽減され、時間的余裕も生まれ学校にも通えるようになった。
- ・ 異なる枠組みでの対応に変更
（例）ネグレクトにより児童相談所が措置したため、ヤングケアラーが施設入所となった。
- ・ 市外への転出（転出前に、家族からの同意を得て、転出先の支援窓口へ情報提供）

なお、ヤングケアラーの状態が解決に至ったとしても、その子ども・若者の悩みが解決しているとは限りません。学業や進路の課題、人間関係の課題、孤立・孤独等、子ども・若者としての人生を歩むうえで、必要な時には助けを求められるよう、支援終了後も一定期間において、フォローアップの面接や訪問等を行う必要があります。

（特記事項）

＜気づき＞

- ・ 市内全小中学校及び希望のあった高校を学校訪問し、ヤングケアラー支援の方針の説明と先生が気になる児童生徒について情報共有をするアウトリーチの手法は、ヤングケアラーの把握において非常に有効でした。
- ・ 「ヤングケアラー向け福祉サービス等ガイドブック」を関係機関や地域の支援者に配付し、ヤングケアラーに対する気づきの視点を周知啓発することができた。
- ・ 地道な周知啓発活動により、年度を重ねるごとにヤングケアラーの相談や情報提供、問い合わせが増加しました。

＜支援する＞

- ・ 家事支援により、家事負担の軽減と、本人へのエンパワメントを図ることができました。
- ・ 居場所支援により、ヤングケアラーのレスパイトを図ると共に、孤立感の緩和や将来に向かって前向きになるきっかけづくりとなりました。

○ 各種事業の実施状況

市町村モデル事業の「推進体制」（コーディネーター、企画委員会）と、「知る」「相談する」「見つけて支援する」「寄り添う」という支援の方向性に即した具体的な事業について、紹介します。

（具体的な事業については、4つの支援の方向性のうち、複数に関連する取組もありますが、ここでは、最も関連があると思われるもので整理しています。）

推進体制 ヤングケアラー支援コーディネーターの配置（2022、2023、2024）

- ・ 社会福祉士資格を有するヤングケアラー支援コーディネーター（会計年度任用職員）を配置しました。
- ・ ヤングケアラー支援事業全体の推進役として、学校や関係機関への周知啓発、理解促進及び相談しやすい環境づくりに向けた助言、個別ケースへの対応（面談、訪問支援、同行支援等）や実支援のコーディネートを実施しました。
- ・ 関係機関向けの理解促進と支援のスキルアップを目的に、関係機関研修会を企画、開催しました。
- ・ 広く一般にヤングケアラーについて知ってもらうための普及活動として、出前講座や学生向けフォーラムを企画、開催しました。
- ・ 企画委員会等の関係会議へ参加し、連携体制の強化に努めました。

（コーディネーターの主な活動内容）

小中学校、高校を中心としたアウトリーチ

- ・ 市内全小中学校及び希望のあった高校を訪問し、ヤングケアラー支援の方針の説明と先生が気になる児童生徒について、事前に依頼したアンケートをもとに情報共有を実施しました。
- ・ 定期的に学校訪問し、把握しているヤングケアラーの状況の確認や新たなケースの把握、先生への助言、情報提供を実施しました。

（学校・家庭訪問回数：2022年度1回、2023年度143回、2024年度179回）

研修運営・研修講師

- ・ 市主催研修会（関係機関研修会、学生向けフォーラム）の実施運営
- ・ 他機関が主催する研修会（ヤングケアラー出前講座、県社協高齢者部会関係職員研修会、県地区別研修）への講師参加

関係会議等への参加

- ・ 企画委員会（包括的支援体制推進会議）への参加
- ・ 要保護児童対策地域協議会調整会議への参加（月2回）
- ・ 教育相談部局との定期会議（ルーム会議、スクールソーシャルワーカー（SSW）とのミーティング）への参加（概ね学期ごとに）
- ・ 県ヤングケアラー支援市町村モデル事業推進会議への参加
- ・ 県や他市町村が主催する研修会への参加
- ・ 他自治体のヤングケアラーコーディネーターとの連絡会議への参加
- ・ 子どもの居場所づくりネットワーク会議への参加

学校との連携

- ・ 市立豊橋高校との情報交換会への参加（概ね学期ごとに）
- ・ 県教育委員会高等学校教育課との打合せへの参加
- ・ 小中学校訪問（前述「小中学校、高校を中心としたアウトリーチ」のとおり）

事業企画等

- ・ 居場所支援の実施運営（月2回程度）
- ・ 家事支援実施のための各種調整：対象家庭と委託業者とのコーディネート、実施時の作業補助
- ・ ヤングケアラー協会とのサロン開設に関する意見交換会参加
- ・ 事業の企画、計画、準備等

個別ケース対応

- ・ 個別ケース検討会議への参加
- ・ ヤングケアラー本人の所属先や、きょうだいの所属先その他関係機関からの情報収集
- ・ 家族全体を支援する視点で、関係機関と連携
- ・ 本人との面談、家庭訪問、同行支援、家事支援
- ・ 支援のコーディネート等

推進体制 企画委員会の設置（2022、2023、2024）

重層的支援体制整備事業の「豊橋市包括的支援体制推進会議」をヤングケアラー支援の企画委員会として活用しました。

適宜、会議の中で、ヤングケアラー支援事業の相談体制や効果的な取組の検討及び負担軽減のための実支援についての情報共有や意見交換を行いました。

（構成機関）

豊橋市包括的支援体制推進会議と同様（多機関連携支援体制を参照）

（開催実績）

2022年度（2回実施）

- ・ ヤングケアラーとヤングケアラー支援体制について説明、協議
- ・ 負担軽減のための家事支援のスキームを共有、意見交換

2023年度（5回実施）

- ・ 2023年度ヤングケアラー支援事業の取組について説明
- ・ ヤングケアラー福祉サービス等ガイドブック作成について説明、意見交換
- ・ 負担軽減のための家事支援のスキームならびに居場所支援事業における内容の共有
- ・ 意見交換

2024年度（5回実施）

- ・ ヤングケアラー支援の状況について説明、意見交換

知る ヤングケアラー周知啓発のためのリーフレットの配付（2022）

ヤングケアラー周知啓発のためのリーフレットを購入し、民生委員児童委員、主任児童委員、子育て支援を行う NPO 等に配付し、ヤングケアラーの周知啓発を図りました。

- ・ リーフレット名 「ヤングケアラー知ってください」、「あなたはヤングケアラー？」（東京法規出版）
- ・ 主な配布先 民生・児童委員、主任児童委員、子育て支援を行う NPO 等（計 5,000 部）

知る 小中学生のタブレットを活用したヤングケアラー及び相談先の周知（2022）

小中学生全員に学校から配付されているタブレットのトップページに、こども若者総合相談支援センターのバナーを配置し、子ども向け相談ページにリンクするようにしました。

子ども向け相談ページではヤングケアラー等の案内をわかりやすく記載し、ヤングケアラーに関する周知と相談先の明確化を図りました。

知る 市民向けヤングケアラー出前講座（2022、2023）

ヤングケアラーの市民への周知啓発を図るため、市広報広聴課が取りまとめているまちづくり出前講座のメニューとして「ヤングケアラー講座」を新設し、市民からの講座依頼に対して、担当職員を派遣し講座を開催しました。出前講座では、ヤングケアラーの概要、国・県の調査結果、ヤングケアラーを支援する上で大切なポイント、市の取組について説明しました。

開催実績

- ・ 2022.10.18 介護保険関係事業者等連絡会 参加者数 400 人（オンライン）
- ・ 2022.12.21 国際ソロプチミスト豊橋ポート 参加者数 28 人
- ・ 2023.3.10 大崎校区子育て家庭支援の会 参加者数 30 人
- ・ 2023.6.12 男女共同参画センター女性相談員 参加者数 8 名
- ・ 2023.6.16 国際ソロプチミスト 参加者 32 名
- ・ 2023.7.11 吉田方校区保護司会 参加者 62 名
- ・ 2023.11.29 コープあい福祉サービス豊橋南 参加者 11 名
- ・ 2023.12.6 豊橋市立くすのき支援学校 参加者 100 名
- ・ 2023.12.25 豊橋市立小中学校特別支援学校事務職員研究会 参加者 36 名

知る 学生向けフォーラムの開催（2023、2024）

2023年度

若者（特に高校生以上の年齢層）に知名度のある講師を招き、ヤングケアラーの周知啓発を図るとともに、当事者が身近にいる場合など、「気づき」や支援に「つながる」きっかけを創出することを目的に、フォーラムを開催しました。

- ・ 開催日 2023年10月28日（土）13:00～14:25
- ・ 参加者数 約80名
- ・ 会場 豊橋創造大学
- ・ テーマ あなたならどう考える？ ヤングケアラーについて
- ・ 内容 お笑い芸人 キンタロー。氏（元若者ケアラー）による講演
講師、（一社）ヤングケアラー協会・高垣内文也氏、学生を交えたトークセッション
- ・ 備考 豊橋創造大学の学園祭と同日開催
参加者スマホから講師への質問をリアルタイムで送信できる参加型フォーラム



学生向けフォーラム チラシ

2024年度

高校生世代のヤングケアラーに対する気づき・理解を深めるため、居場所支援のモデル校である市立豊橋高等学校の生徒を対象に、人権講話として開催しました。

- ・ 開催日 2024年12月3日、23日（2回開催）
- ・ 参加者数 499名（2回合計）
- ・ 会場 市立豊橋高等学校
- ・ テーマ 私ってヤングケアラー？ ～トラウマこそ武器になる～
- ・ 内容 元ヤングケアラー（株式会社アットカマル 山本統一さん）による講演

市町村モデル事業
豊橋市

知る 市内の高校や連携協定を締結する大学と連携した啓発（2023）

市内の高校を訪問し、ヤングケアラーの支援制度等に対する説明や、連携協定を提携する大学での活動を通して、ヤングケアラーに関する啓発を実施しました。

- ・ 市内高校に対してヤングケアラー制度に関する説明（公立 5 校、私立 3 校）
- ・ 大学における市民大学トラムでの講座、幼児教育・保育科の授業での出前講座を実施し、学生にヤングケアラーや支援制度について説明

知る 広報とよはし特集記事によるヤングケアラーの周知啓発（2023）

ヤングケアラーやその支援制度について幅広く伝達するために、市広報の見開き 2 ページを用いた特集記事を掲載しました。

- ・ 2023 年 12 月号として、市内全世帯に配布
- ・ ヤングケアラーの概要、ヤングケアラーの生活の一例の漫画、国・県の当事者アンケートを基にした意見、町亞聖さんのケア談、そして支援機関の輪についてイラストを用いて説明



広報とよはし（2023 年 12 月号）特集記事

相談する こども若者総合相談支援センターでの相談（2022、2023、2024）

児童福祉法による「こども家庭センター（児童福祉）」機能と、子ども・若者育成支援推進法による「子ども若者総合相談センター」機能を担う、「こども若者総合相談支援センター」が、ヤングケアラー支援の相談窓口となっており、妊娠期から 39 歳までの子ども・若者とその家族及び支援者からの相談に対応しています。

相談する 相談しやすい環境づくり（2023、2024）

気軽に立ち寄れる場を「総合福祉センターあイトピア」に設置し、有償ボランティアのピアサポーターによる緩やかな声掛けや相談から、状況に応じて本人が困っていることに寄り添い、支援へのきっかけづくりやつなぎを実施しました。

また、実施にあたっては、市立豊橋高等学校をモデル校として、取組方法や場所を協議するなど、連携強化を図った。2024年度には、開催場所近隣の小中学校にも声を掛け、参加を促進しました。

開催概要

- ・ 日程 毎月第2・4水曜日の午後（3時間程度）（2023年6月から）
- ・ 会場 総合福祉センターあイトピア
- ・ 開催回数 42回
2023年度 19回、2024年度 23回
- ・ 参加人数 延べ125人
2023年度 延べ31人（実12人）、2024年度 延べ94人（実21人）
- ・ スタッフ等 ココエール職員（ヤングケアラー支援コーディネーター、巡回相談員、担当職員など）
愛知県ヤングケアラー・サロン等協力者（実4人参加）

内容

- ・ イベントブース（ボードゲーム等）、情報共有ブース（子育て、障害、介護、ハローワーク等）、リラックスブース（図書、ジュース、お菓子等）に分けた、参加者がやりたいことを実施できるスタイル
- ・ 季節のイベント（七夕、ハロウィン、クリスマス等）も実施
- ・ 要保護児童対策地域協議会で管理している家庭は、居場所支援でのイベントの招待状を家庭に手渡しし、きょうだいも参加



気軽に立ち寄れる場の様子



案内チラシ

見つけて支援する 子どもの権利をテーマとした関係機関向けハンドブックの作成・配付（2022）

子どもの権利の視点からヤングケアラーについて考え、気づきにつながるよう独自に作成したハンドブックを、子どもと日常的に関わる学校教員向けに配付しヤングケアラーの理解と周知啓発を図りました。

- ・ ハンドブック名 子どもの貧困・ヤングケアラーを『子どもの権利』の視点から考える
- ・ 主な配布先 小中学校、高等学校、教育委員会等（約 2,000 部）



ハンドブック「子どもの貧困・ヤングケアラーを『子どもの権利』の視点から考える」

見つけて支援する 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルの製本配付（2022）

令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」により作成された「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を印刷製本し、関係機関にヤングケアラー支援の基本的なマニュアルとして配布しました。

- ・ 主な配布先 障害サービス事業者、介護サービス事業者、子育て支援機関等（200 部）

見つけて支援する ヤングケアラー関係機関研修会（2022）

子どもに身近な支援者を対象に、ヤングケアラーに関する正しい知識と理解、関わり方について学ぶ研修を行いました。

- ・ 開催日 2022 年 11 月 8 日（火）14:00～16:30（後日、動画配信を実施）
- ・ 会場 ライフポートとよはし
- ・ 対象者 保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、障がいサービス事業者、介護サービス事業者、児童福祉サービス事業者、民生・児童委員、主任児童委員、行政職員等
- ・ 参加者数 187 名
- ・ テーマ ヤングケアラーを知り、気づき、関わる
- ・ 内容 尼崎市スクールソーシャルワーカー 黒光 さおり 氏（元ヤングケアラー）による講演
講演講師、小学校教諭、主任児童委員、県職員を交えたトークセッション

見つけて支援する ヤングケアラー関係機関研修会（2023）

関係機関を対象として、ヤングケアラーの正しい理解の醸成を図るだけでなく、ヤングケアラーへの関わり方を学び理解する研修を行いました。

- ・ 開催日 2023年9月5日（火）14:00～16:00（後日、動画配信を実施）
- ・ 会場 豊橋市公会堂
- ・ 対象者 学校、障害・介護サービス事業所、民生・児童委員など関係機関
- ・ 参加人数 235名
- ・ テーマ いま、できることを -ヤングケアラーを支えるために-
- ・ 内容 フリーアナウンサー 町 亜聖 氏（元ヤングケアラー）による講演、質疑応答



ヤングケアラー関係機関研修会（2023年度）チラシ

見つけて支援する ヤングケアラー関係機関研修会（2024）

教員を対象として、ヤングケアラーの早期発見や必要な支援に関する研修を行いました。

- ・ 開催日 2024年7月29日、10月15日（2回開催）
- ・ 会場 ライフポートとよはし
- ・ 対象者 教員（第1回：希望者、第2回：生活サポート主任）
- ・ 参加人数 162名
- ・ 内容 第1回
 - 有識者（一般社団法人ケアラーワークス 田中 悠美子 氏）からの講演
 - 元ヤングケアラー（友田 智佳恵 氏）からのケア経験談
 - 事例検討グループワーク
 - 講師、ヤングケアラー支援コーディネーター、SSW を交えた意見交換会第2回
 - 元当事者（一般社団法人ヤングケアラー協会 高垣内 文也 氏）からの講演
 - 講師、ヤングケアラー支援コーディネーター、指導主事、SSW によるトークセッション

見つけて支援する 市内学校訪問、学校へのアウトリーチ型の相談（2022、2023、2024）

市内の小中高校を訪問し、市のヤングケアラー支援の方針や体制等を説明（付録 p99）するとともに、アンケート（付録 p100）を実施して、現時点で各校が把握しているヤングケアラーの概要を共有しました。

- ・ 訪問先 市内小中高校（83校）
- ・ 訪問者 ヤングケアラー支援コーディネーター、巡回相談員、ココエール地区担当
- ・ 内容 支援の周知啓発、支援体制フローの紹介、実態調査、支援の必要なケースの把握、学校からの相談依頼に対する助言、ケースワーク

見つけて支援する 巡回相談員の配置（2023、2024）

学校への助言、支援方針等の連絡調整や、ヤングケアラーの様子の変化の確認に加え、ヤングケアラーと関わる教員の困り感を聞き取り、助言や情報提供等の支援を実施しました。

配置人数

- ・ 会計年度任用職員 1人（元教員）

主な内容

- ・ 学校よりヤングケアラーの疑い等で連絡のあった子どもへの状況確認（支援機関含む）
- ・ 学校での対応や支援への助言
- ・ ヤングケアラーと判定された子どもや、ヤングケアラーの可能性が高い子どもに対しては、1～2月の間に1回の頻度で、学校訪問や架電での状況確認を実施

見つけて支援する 関係機関への周知啓発、情報提供（2023、2024）

支援者向けガイドブックを作成するとともに、要保護児童対策ネットワーク協議会（要対協）での情報共有、教育相談室との連携（ルーム会議出席）、SSWとのミーティングを行うなど、関係機関との連携を図りました。

要対協による情報共有

- ・ ココエール地区担当との情報共有や要対協資料の共有（月2回）を実施。

SSWとのミーティング

- ・ 学校教育課主催の学校支援や教育相談、適応指導教室などを担当する教育部門の職員が活動報告をする「ルーム会議」に出席
- ・ 年3回SSWや市教育委員会指導主事と、ヤングケアラーの個別ケースについて情報共有や支援方針の共有、検討を実施

ガイドブック

- ・ ヤングケアラーの状況別に使えるサービス等を網羅した独自の支援者向けガイドブックを作成
内容は、「ヤングケアラーの理解について」「ヤングケアラーの支援に向けて」「想定されるケースと利用の可能性のある福祉サービス等」といった3つの要素で構成
- ・ 小中高校・障害サービス事業者・主任児童委員・子育て支援機関等に1,000部を配布
(市ホームページでも公開)
- ・ ヤングケアラー支援の周知や、ヤングケアラーへの気づき、具体的な支援へのつなぎに活用



ヤングケアラー向け福祉サービス等ガイドブック

寄り添う コミュニティサロンの開催（2023、2024）

居場所（p22）に、同じ経験をもつピアサポーターを招き、気持ちを共有できることで孤立感の緩和につなげました。

実施概要

- ・ 2023年度 3回開催（参加人数 ヤングケアラー2人、他1人）
- ・ 2024年度 1回開催（参加人数 ヤングケアラー3人、他10人）

特記事項

- ・ 参加者は各々複雑な家庭環境の中で過ごしており、様々な想いを抱えているが、ピアサポーターと将来の夢や現在頑張っていることなどの話をする中で、自分の話を聴いてもらえる、頑張っていると認められる経験や、自身の将来について考える経験を積めました。
- ・ 家庭内でのケアに関するワードが出た際には、ピアサポーターがヤングケアラーの気持ちに寄り添いながら声かけをしました。

寄り添う 民間事業者やホームヘルパー等の派遣による家事支援（2023、2024）

既存の福祉・介護・行政サービスでは支援が困難であり、子どもが担っているケア負担軽減にコミットする特効薬として家事支援を民間委託により実施しました。

日常のケアをヤングケアラーと訪問員が一緒に取り組む、本人が見て学ぶ、実感することで、家事の効率化を図るなど、時間的・精神的な負担軽減に繋がりました（力を高める・エンパワメント）。

実施概要

- ・ 委託先 ヘルパー事業所（4 事業者）
- ・ 内容 ヤングケアラー及び家族の意見や意向を尊重しながら、状況に応じて実施
- ・ 期間・回数 ヤングケアラー及び家族の意見や意向を尊重しながら、状況に応じて実施
- ・ 利用者数 2023 年度 1 世帯（14 回）、2024 年度 3 世帯（64 回）

特記事項

- ・ 自宅は足の踏み場がない状態であったが、家事支援導入後は本人と相談し、ゴミ箱を定位置化したことで、ゴミの分別に関心を持てるようになりました。
- ・ 浴室の清掃により、入浴回数が増え、清潔を保てました。
- ・ 自室を整理したことで、夜間は家族から離れ、自室で過ごすようになりました。
- ・ 一緒に作業を行うことで、家事スキルの向上につながりました。
- ・ 定期的に家庭に介入することで、対象児らとの信頼関係が生まれ、趣味の話や将来の希望の話をしながら一緒に作業することで、前向きな気持ちが芽生えるようになりました。



家事支援の様子（左：清掃前、右：清掃後）

寄り添う ケア負担軽減のためのテーマ別講座開催（2023、2024）

ヤングケアラーが置かれている逆境を自らの力で乗り越えていく機会の創出や、スキルアップを図ること
で、効率よく本人のケア負担を和らげました。

2023年度

- ・回数 3回
- ・参加人数 ヤングケアラー1人
- ・ヤングケアラーの気持ちの開放を目的として、ココエールの心理職職員を迎え、ヤングケアラーがやりたいこと（けん玉、野球等）を一緒に行いながら、ヤングケアラーの想いを傾聴しました。

2024年度

- ・回数 1回
- ・参加人数 全体24人、うちヤングケアラー1人
- ・春から社会人になるヤングケアラーとケアリーバー及び支援者を対象として、ファイナンシャルプランナーの講師を招き、ひとり暮らしに役立つお金のことを学びました。
- ・これまではアルバイトで稼いだ収入を家庭に入れるなどしていたが、今後は自分の収入で自活していくことになるため、計画的なお金の使い方や、自分のためにお金を使う事などを学ぶことができ、新しい生活に向けての準備や心構えを持つことができました。

その他 とよはしインターネットモニターアンケート調査（2022、2024）

インターネットモニターに登録する市民400人を対象に、ヤングケアラーの認知度や相談先の認知度、子どもの権利の認知度等を把握する目的でアンケート調査を実施しました。

	2022年度	2024年度
調査期間	2022年9月30日～10月14日	2024年12月11日～12月25日
回答者数	348人（回答率87%）	329人（回答率82%）
結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ども若者総合相談支援センター「ココエール」の認知度は22% 「ココエール」がヤングケアラーの相談窓口であることの認知度は4% ・ 「子どもの権利」について、85%が「子どもの権利は必要」と回答 子どもの権利条約を知っている人は18% ・ ヤングケアラーという言葉の認知度は76% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ども若者総合相談支援センター「ココエール」の認知度は32% 「ココエール」がヤングケアラーの相談窓口であることの認知度は10% ・ 「子どもの権利」について、89%が「子どもの権利は必要」と回答 子どもの権利条約を知っている人は21% ・ ヤングケアラーという言葉の認知度は91%（意味も理解69%）

調査結果は豊橋市ホームページで公開しています。

その他 令和5年度市民意識調査（2023、2024）

豊橋市全域を対象に、市内在住の満18歳以上の方を対象に、ヤングケアラーの認知度や相談先の認知度、子どもの権利の認知度等を把握する目的でアンケート調査を実施しました。

（日本国籍の方向け：2023年度）

調査概要

- ・ 調査期間 2023年6月22日～7月19日
- ・ 対象者 市内在住の満18才以上の方5,000人
- ・ 有効回答者数 2,313人（回答率46%）

結果概要

- ・ 「ヤングケアラー」という言葉の認知度は78%であり、内62%は「聞いたことがあり、意味も理解している」との回答でした。
- ・ ヤングケアラーと思われる子がいた場合にどのように対応するかという設問では、「関係機関に相談する」と回答した割合が41%と最も多く、次いで「本人に様子を聞く」、「家族・知人・友人に相談する」と続いています。
- ・ ヤングケアラー支援を行う上で大切な「子どもの権利」についての設問では、子どもの権利条約を聞いたことのある人は約半数に留まり、内子どもの権利条約を知っている人は15%でした。
- ・ 調査結果は、豊橋市ホームページで公開しています。

（外国籍の方対象：2023、2024年度）

調査概要

- ・ 調査期間 2023年度：2023年12月13日～2024年1月26日
2024年度：2024年11月14日～2024年12月19日
- ・ 対象者 市内在住の満18才以上の方600人
- ・ 有効回答者数 2023年度：218人（回答率36%）、
2024年度：250人（回答率42%）

結果概要

- ・ 「ヤングケアラー」という言葉の認知度は、2023年度は24%、2024年度は29%にとどまっています。
- ・ 日本で生まれて過ごしている人は、「聞いたことがあり、意味も知っている」と回答した人の割合が、2023年度は50.0%、2024年度は78.6%と、他の日本在住年数と比べ高くなっていました。
- ・ 調査結果は、豊橋市ホームページで公開しています。

○ モデル事業により得られた知見

（ヤングケアラーの把握）

2022年3月に厚生労働省より報告されたヤングケアラーの実態に関する調査報告書（株式会社日本総合研究所）によると、調査時点（2021年12月）でのヤングケアラーの認知度は、29.8%でした。認知度が低い状況下においては、ヤングケアラーの正確な把握が困難であることから、本市では、まず、ヤングケアラーの社会的認知度を高めるための周知啓発、続いて、子どもに身近な関係機関への理解促進を行い、最後に、子どもへの直接アンケートを実施していくこととしました。

よって、本市のモデル事業では、ヤングケアラーの把握について、次の3段階のステップでアプローチを行いました。

【1段階目】

ヤングケアラーという言葉の認知度を向上させるためのアプローチを行いました。

広く市民にヤングケアラーについて正しく理解してもらうため、関係機関研修会や出前講座をはじめ、チラシの配付、ポスターの掲示、地域のケーブルテレビでの呼びかけ等により、ヤングケアラーのことを誰もが正しく知っている社会の醸成を図ると同時に、ヤングケアラーの相談先の周知を行いました。

【2段階目】

小学校、中学校、高校への実態把握のためのアンケート調査とそれを基にした学校訪問での聞き取りを行いました。

学校が把握しているヤングケアラーは、すでに子どもから何らかのSOSが出ている可能性が高いため、まずは、日々子どもと一緒に過ごす時間の長い学校の先生を対象としたアンケートと聞き取りを行い、優先度の高いヤングケアラーを把握しました。

【3段階目】

子どもへの直接的な気づきを促すアプローチを行いました。

本市では、学生向けフォーラムとして、高校や大学に出向いて元ヤングケアラーによる講演会やトークセッションを開催し、開催後のアンケートでは、ヤングケアラーの気づきを促す結果となりました。小学生、中学生向けの出前講座も用意したが、テーマとして学校で取り上げるだけの魅力がなく、活用実績はありません。小中学生へは、2025年度より、子ども自身の気づきの促しと実態把握を目的としたアンケートを実施する方針です。

これら、把握のためのステップは、1段階から3段階までの経過が大切であり、1段階目の社会の理解が進まないうちには、ヤングケアラーに気づき、寄り添うための土壌が整わないだろうし、2段階目の子どもに身近な学校の先生の理解が進まなければ、子ども自らがヤングケアラーとして声を上げることは難しい。この3つの段階を経て、ヤングケアラーのためのヤングケアラーの把握ができるものだと考えます。

また、本市のヤングケアラーの把握は、学校での気づきが最も多いため、小学校、中学校、高校への定期的な学校訪問など、日頃から顔の見える関係を築いておくことが重要です。

（家事支援等の実際のケア負担の軽減）

家事支援などの実支援は、ヤングケアラーの実際の身体的負担を軽減するという点で効果があり、ヤングケアラーという自覚を受入れ、家族も協力的に支援を受け入れられる家庭に有用でした。

この3か年での対象家庭は、ヤングケアラーが担う家庭での負担を子どもが担いきれずに、状況が悪化していく状況にある家庭が多く、件数は多くないものの、子どもが無力感からセルフネグレクトに陥る前に、予防的な家庭支援を提供することができました。

どの家庭においても、家族の怪我や病気、親の離婚等で家族の形が変わると家庭内のマンパワーとケア負担の均衡が急に崩れることはあり、ヤングケアラーの家庭生活の応急処置として、臨機応変に対応できる家事支援のスキームは重要です。

また、家事支援を導入するにあたり、家族や子どもとの関りが増え、支援者との関係が良好になることで、ヤングケアラーが自己肯定感を持ち、自ら生活状況を改善しようと思う力をエンパワメントできたことは、単純なお手伝い以上に家事支援の成果は大きいと感じました。

（アウトリーチの取組み）

ヤングケアラー支援において、何をやるにしても基本的な手法として採用したい技法が、アウトリーチです。本市の初年度の取組みの失敗（初年度の相談件数1件）から、本市が職員を増員（コーディネーターに巡回相談員を増員）して取り組んだアウトリーチですが、これによりヤングケアラー支援が大きく進みました。

ヤングケアラー支援の支援対象は、ヤングケアラーのみに留まらず、ヤングケアラーに関わる学校、家庭、病院、地域の居場所など幅広く、ヤングケアラーの状況は、家庭外の一場面の切り取りでは見えづらいため、待っていてもヤングケアラーの把握にはつながりません。

そして、往年の課題である縦割りの支援の弊害や支援があるにも関わらず対象から外れてしまっている狭間へ手を差し伸べるためには、自ら狭間へ足を運ぶアウトリーチが欠かせません。

（支援者の支援（コンサルテーション））

モデル事業の関係機関研修会での意見や感想を聞くなかで、ヤングケアラーに身近な学校の先生やヤングケアラーに気がついた関係機関の支援者が、自分自身がヤングケアラーの支えになっているという認識が低いことがわかりました。

それは、「ヤングケアラー支援＝家事支援等の実際に担うケア負担の軽減をすること」という理解があり、実際のケア負担の軽減ができない立場（例えば、立場上、学校の先生が生徒の家庭で家事をすることはできないなど）が、支援者意識を低めています。

しかし、ヤングケアラー支援とは「こころのケア負担の軽減」と「実際に担うケア負担の軽減」という、質の違う2つのケア負担へのアプローチであり、多くのヤングケアラーが救われるのは前者であると認識しています。つまり、ヤングケアラーに関わる支援者への心理教育的なアプローチにより、あなた自身が支えとなっていることを共有し、併せて、あなただけが抱えることではないため、市も一緒に関わらせてもらいたいという支援者の支援が、間接的にヤングケアラーを支えることにつながります。

（こころのケア負担の軽減）

本市のモデル事業の取組みの中で、当初から変わっていないヤングケアラー支援の枠組みがあります。それは、ヤングケアラーの「こころのケア負担の軽減」と「実際に担うケア負担の軽減」という、質の違う2つのケア負担へのアプローチです。

そして、この2つのうち、難しいのは、どちらかというと前者の「こころのケア負担の軽減」だと考えています。なぜなら、後者のケア負担は分かりやすく、支援すべきことがはっきりしている上、支援すれば、それがイコール成果として見えやすいからです。例えば、家族の食事を作っていたヤングケアラーが週1日は、子ども食堂のお弁当をもらえるようになったことで、家事をしていた時間を有意義につかえるようになったとか、家庭内の清掃が間に合わず、乱雑だったため、ボランティアで家庭内の清掃をして、生活環境を整えたなどが「実際に担うケア負担の軽減」の一例であり、主訴と解決が分かりやすいです。

しかし、「こころのケア負担の軽減」は、どうでしょうか。ヤングケアラーの話を聞くだけで、ヤングケアラーの状況は改善されないし、成果が目に見えて現れるものではありません。支援者としては、早く解決してあげたいという思いがあって当然ですが、その思いが強ければ強いほど、ヤングケアラー本人との意見や意向のずれが生じ、ヤングケアラーとの関係性から支援が困難となりやすくなります。

ヤングケアラーにとって、今の状況を誰にも知られずにひとりでやっている状況と今の状況を知り理解してくれる人が近くにいる状況とでは、大きく状況が違い、いざという時に頼れる存在は、ヤングケアラーの気持ちに、少しのゆとりと安心を与えます。

このことを理解し、一時の目に見える支援よりも、一見地味で目に見えにくい支援ですが、この「こころのケア負担の軽減」が、ヤングケアラーが自分のペースで解決に向かって歩いていくことをサポートします。

（関係機関との連携、ケース対応）

ヤングケアラーにとって信頼できる大人とは、普段から日常的に接している人であることが多いです。学校の先生、近所の人、習い事の先生などの身近な支援者に、ヤングケアラー支援について理解していただき、共に支援していくことが重要です。

「家族全体を支援する」観点から、障害福祉分野、高齢者福祉分野、子ども保健分野など家族に関わる関係機関との連携を行う必要があります。ヤングケアラー本人及び家族の同意を得て、情報共有することで、支援者同士がお互いの動きを把握し、効果的な役割分担と支援を提供できるとよいです。

ケース対応においては、ヤングケアラー本人と家族の意向を優先に考え、常に当事者を踏まえたケース支援を意識して進めることが大切です。

（課題）

本市のヤングケアラー支援の課題として、地域資源の開拓と活用があげられます。ヤングケアラーの課題は、子どもの課題ではなく、家族の課題でもなく、人知れず狭間に陥ってしまった人を社会が支えられない、社会構造の脆弱性です。この課題にアプローチするにあたっては、行政サービスの枠を超え、地域や民間のリソースとの協働が欠かせません。

○ 今後に向けて

2022年10月より2年半に渡って取組んだモデル事業の成果を生かし、見えないところで家族を支える、子ども・若者にいち早く気づけるよう、ヤングケアラー支援コーディネーターを中心とした、アウトリーチによる「気づく」支援をスタートします。

ヤングケアラー支援の重要な要素として、モデル事業の分析から浮かび上がった「気づき・寄り添い・支援する」の3つのフェーズにより、子ども・若者を中心とした支援を展開します。

『気づき』

「気づき」とは、子どもから大人までのすべての人が、それぞれの立場からヤングケアラーについて、気づきを得ること。例えば、「今思えば自分もヤングケアラーだった」、「あの子はヤングケアラーかも」、「私もヤングケアラーかも」など、ヤングケアラーという言葉を知った上で、知識としてだけでなく、身近な生活のなかで、ふと気づけることを目指します。

「気づき」が、ヤングケアラー支援の1歩目であり、その1歩を促すための取組みとして、関係機関研修会、学生向けフォーラム、出前講座等による周知啓発を継続して行う。

さらに、2025年度からは、潜在するヤングケアラーに気づくため、学校と連携し、子ども自身の気づきを促し、支援の必要なヤングケアラーをスクリーニングすることを目的としたアンケートを実施します。

『寄り添い』

「寄り添い」とは、ヤングケアラーの置かれた状況を理解した上で、子どもがその状況をひとりで抱え込むことのないように、そっと、見守りをする。

すべてのヤングケアラーがケア負担の肩代わりを望んでいるわけではなく、ケア負担を抱えながらも如何に勉強時間を確保しようか、友だちとの時間を確保しようかと考えています。まずは、その状況に寄り添い、さりげない声掛けや配慮を行うなかで、必要なときにヤングケアラーから助けを求められる存在となるのが大切です。

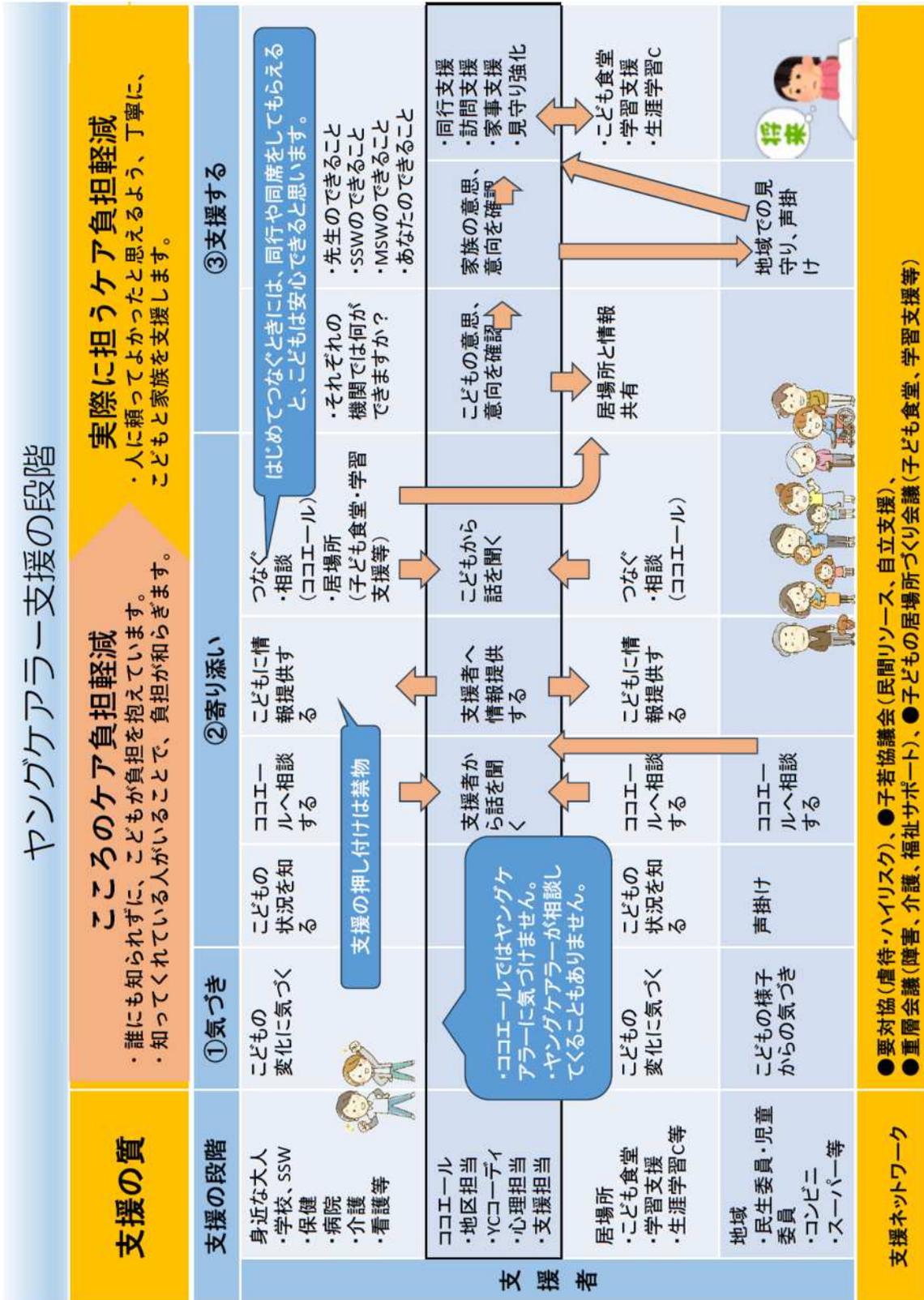
同時に「寄り添い」とは、ヤングケアラー支援のなかで、こころのケア負担を軽減する関りとなります。状況は変わらずとも、その状況を誰にも言えずにひとりで抱える苦しさから解放され、何かあったときには、この人に話そうと思えることが大きな支えとなります。

『支援する』

「支援する」とは、ヤングケアラーが実際に担っている家事やきょうだいの面倒をみるなどのケア負担を軽減するための家庭介入的な関りのことです。例えば、家族の入院や病状の悪化等で家庭の状況が変わることで子どもへの負担がより重たくなることがあり、そういった場合には、家族の理解と同意を得たうえで、実際に担うケア負担の軽減を行います。

具体的には、子育て世帯訪問支援や家事支援により子どもが担うケア負担を一時的に補いながら、家庭内の役割の調整を図り、家族で補いきれない部分については、既存のサービス利用につながるようなコーディネートをを行います。単に助言や情報提供に留まらず、同行支援による必要なサービス利用への確実なつなぎとサービス利用開始後のフォローアップを行います。

これら、「気づき、寄り添い、支援する」の関りが、ヤングケアラーに身近な地域のなかで機能するよう、ヤングケアラーがほっとひと息つける地域の居場所（子ども食堂、学習支援、生涯学習センター、民生委員・児童委員、民間企業等）との連携を深めます。



2025年度以降の豊橋市ヤングケアラー支援の流れ